

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の
改正を求める意見書

障害者への虐待防止と早期発見・早期対応のために制定された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」は、平成24年10月1日の施行から10年が経過しようとしている。同法の施行により、障害者の虐待防止に関する国民の理解は着実に進んでいるが、残念ながら未だに障害者への虐待事件が発生している。

現行の法律では、障害者福祉施設の従事者等が虐待を発見した時に、市町村等の行政機関への通報義務が課せられているが、医療機関における障害者虐待は、通報義務等の適用対象から除外されている。患者という弱い立場の人の尊厳を奪うことは断じて許されないことから、虐待発見時の市町村への通報義務対象に医療機関における障害者虐待を加える体制の確立が急務となっている。

よって、本市議会は国に対し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を改正し、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 虐待発見時における市町村への通報義務対象に、医療機関における障害者虐待を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月30日

大阪府和泉市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣 殿